

富山県市町村職員共済組合定款

昭和37年10月24日制定
昭和37年12月1日施行
昭和37年定款 第1号
最終変更 令和6年2月27日

第1章 総 則

(設立の根拠及び名称)

第1条 この組合は、地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号、以下「法」という。)に基づいて組織し、富山県市町村職員共済組合(以下「組合」という。)という。

(目 的)

第2条 組合は、組合員及びその遺族の相互救済の事業を行い、もってこれらの者の生活の安定と福祉の向上に寄与するとともに、公務の能率的運営に資することを目的とする。

(事務所の所在地)

第3条 組合の事務所は、富山県富山市下野字豆田995番地の3に置く。

(所属所及び所属所長)

第4条 組合の所轄機関(以下「所属所」という。)は、富山県市町村職員共済組合運営規則(以下「運営規則」という。)で定めるところにより理事長が定める。

- 2 所属所に所属長を置き、理事長が定める職にある者をもって充てる。
- 3 所属所長は、理事長の命を受け、所属所の事務を執行する。

(公告の方法)

第5条 組合の公告は、組合公報に掲載して行う。

ただし、決算に関する事項にあつては、富山県公報に掲載して行う。

第2章 組 合 会

(組合会の名称)

第6条 法第6条の規定に基づき、組合に置く組合会は、富山県市町村職員共済組合組合会(以下「組合会」という。)という。

(議員の定数)

第7条 組合会の議員(以下「議員」という。)の定数は、20人とする。

(議員の任期)

第8条 議員の任期は、前任の議員の任期満了の日の翌日から起算する。ただし、任期満

了による選挙が前任の議員の任期満了の日の翌日後に行われたときは、選挙の日から起算する。

(選挙区)

第9条 議員は、各選挙区において選挙する。

2 市町村長が選挙する議員の選挙区及びその選挙区において選挙する議員の数は、次のとおりとする。

選挙区		議員の数
第1区	黒部市、魚津市、滑川市、富山市、射水市、高岡市、氷見市、砺波市、小矢部市、南砺市	7人
第2区	下新川郡及び中新川郡の区域内の町村	3人

3 市町村長以外の組合員が選挙する議員の選挙区及びその選挙区において選挙する議員の数は、次のとおりとする。

選挙区		議員の数
第1区	黒部市、魚津市、滑川市、富山市、下新川郡及び中新川郡の区域内の町村、富山県市町村職員共済組合、富山県市町村総合事務組合、富山県市町村会館管理組合、富山地区広域圏事務組合、富山県後期高齢者医療広域連合	5人
第2区	射水市、高岡市、氷見市、砺波市、小矢部市、南砺市	5人

4 前項の規定の適用については、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和39年法律第152号)附則第3条の規定により組合員となった者は組合に所属する職員である組合員と、法第144条の2第1項の規定により組合員であるものとみなされた者は退職のときの市町村(組合、一部事務組合、広域連合、地方開発事業団、特定地方独立行政法人、職員引継一般地方独立行政法人、定款変更一般地方独立行政法人及び職員引継等合併一般地方独立行政法人を含む。以下同じ。)に所属する職員である組合員とみなす。

(選挙長)

第10条 各選挙区ごとに、選挙長を置く。

2 選挙長は、理事長が委嘱する。

3 選挙長は、当該選挙に関する事務をつかさどる。

(選挙の期日等の公告)

第 11 条 理事長は、選挙の日時及び場所を少なくとも選挙の期日前 7 日までに公告しなければならない。

(市町村長が選挙する議員の選挙)

第 12 条 市町村長が選挙する議員の選挙は、市町村長の互選によって行う。

(市町村長以外の組合員が選挙する議員の選挙)

第 13 条 市町村長以外の組合員が選挙する議員の選挙は、代議員の互選によって行う。

2 市町村長以外の組合員は、その所属する市町村ごとに、第 11 条に規定する公告のあった日から選挙の期日前 3 日前までに、市町村長以外の組合員 80 人ごとに 1 人(市町村長以外の組合員の数が 80 人に満たない市町村にあっては 1 人)の代議員を互選しなければならない。

3 一部事務組合の組合員は、当該一部事務組合の事務所の所属する市町村の組合員とみなす。

ただし、富山地区広域圏事務組合、富山県市町村総合事務組合、富山県市町村会館管理組合、富山県後期高齢者医療広域連合及び富山県市町村職員共済組合は、あわせて一市町村の組合員とみなす。

4 第 2 項の規定により代議員が互選されたときは、市町村長以外の組合員の代表者は、その氏名を当該市町村の属する選挙区の選挙長に届け出なければならない。

5 第 2 項の規定により互選すべき代議員の数の基準となるべき市町村長以外の組合員の数は、第 11 条に規定する公告のあった日における当該市町村の市町村長以外の組合員の数によるものとする。

6 市町村長以外の組合員の代表者は、前項の市町村長以外の組合員の数及び代議員の数を選挙の期日前 4 日前までに、当該市町村の属する選挙区の選挙長に届け出なければならない。

(選挙の方法)

第 14 条 前 2 条に規定する選挙は、投票によって行う。ただし、第 12 条の規定による互選にあっては市町村長、前条第 1 項の規定による互選にあっては代議員、同条第 2 項の規定による互選にあっては市町村長以外の組合員(次条第 3 項においてこれらの者を「有権者」という。)の過半数の者に異議がないときは、指名推せんの方法によることができる。

(当 選 人)

第 15 条 投票によって選挙を行う場合にあっては、各選挙区において有効投票の最多数を
得た者をもって当選人とする。ただし、各選挙区において選挙すべき議員の定数をもつ
て有効投票の総数を除して得た数の 6 分の 1 以上の得票がなければならない。

2 前項の規定により当選人を定めるにあたり、得票数が同じであるときは、選挙長がく
じで定める。

3 指名推せんによって選挙を行う場合においては、選挙の場所に集まった有権者の 3 分
の 2 以上の者に異議がないときは、被指名人をもって当選人とする。

(当選人の報告等)

第 16 条 当選人が決定したときは、選挙長は、直ちに当選人の氏名及び所属市町村名を理
事長に報告しなければならない。

2 前項の報告があったときは、理事長は直ちに当選人にその旨を告知し、当選人の氏名
及び所属市町村名を公告しなければならない。

(任期満了による選挙)

第 17 条 議員の任期満了による選挙は、議員の任期満了の日前 30 日以内に行う。

ただし、災害その他特別の事情がある場合においては、議員の任期満了の日後 10 日以
内に行うことができる。

(再 選 挙)

第 18 条 当選人がないとき、又は当選人がその選挙における議員の定数に達しないときは、
当該選挙の日から 20 日以内に再選挙を行う。

(補欠選挙及び繰上補充)

第 19 条 議員に欠員を生じたときは、欠員を生じた日から 50 日以内に補欠選挙を行う。

ただし、第 15 条第 1 項ただし書の規定による得票者で当選人とならなかった者がある
ときは、それらのものうちから最多数の得票を得た者を当選人に定めなければならない。
い。

(選挙の実施に関し必要な事項)

第 20 条 この定款に規定するものを除くほか、議員の選挙の実施に関し必要な細目は、理
事長が定める。

(代理による表決)

第 21 条 議員は、病気その他やむを得ない理由により組合会に出席することができないと
きは、市町村長である議員にあっては市町村長である他の議員を、市町村長以外の組
合員である議員にあっては市町村長以外の組合員である他の議員をそれぞれ代理人として

議決権又は選挙権を行うことができる。

- 2 前項に規定する代理人である議員は、その旨を証する書面を組合会の開会前に議長に提出しなければならない。

(会議規則)

第22条 組合会は、会議規則を設けなければならない。

(会議録)

第23条 会議録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 開会の日時及び場所（当該場所に存しない議員が組合会に出席した場合における当該出席の方法を含む。）
- (2) 議員の定数
- (3) 出席議員の氏名並びに出席議員のうち議決権又は選挙権の委任をした議員の氏名及び委任を受けた議員の氏名
- (4) 議事の要領
- (5) 議決した事項及び賛否の数

(組合会の傍聴)

第24条 組合員は、組合会の会議を傍聴することができる。ただし、組合会において傍聴を禁止する旨の議決があったときは、この限りでない。

(議員の旅費)

第25条 議員は、その職務を行うために要する旅費の支給を組合から受けることができる。

- 2 前項の旅費の額及び支給方法は、組合会の議決を経て理事長が定める。

第3章 役員及び職員

(理事の定数)

第26条 理事の定数は6人とする。

(役員の任期)

第27条 役員の任期は、選挙の日（次条第2項の規定による選挙が行われたときは、第17条本文の規定により選挙された議員の任期の初日）から起算する。

(役員選挙)

第28条 理事の任期満了（役員任期満了のため法第14条第2項の規定により理事の職を失う場合を含む。以下この項から第3項までにおいて同じ。）による選挙は、第17条本文の規定による選挙の日以後前任の理事の任期満了の日の翌日から10日以内に行う。

- 2 前項の規定による理事の選挙が前任の理事の任期満了の日までに行われた場合は、第

17 条本文の規定による選挙の当選人により理事の選挙を行うことができる。この場合において、当該理事の選挙の効力は、同条本文の規定により選挙された議員の任期の初日に生じるものとする。

- 3 第1項の規定にかかわらず、理事の選挙は、災害その他やむを得ない事由のため前任の理事の任期満了の日の翌日から10日以内に行うことができないときはその事由がやんだ日から、議員の任期満了による選挙が前任の理事の任期満了の日の翌日以後に行われたときは当該選挙の日から、それぞれ10日以内に行うことができる。
- 4 理事に欠員を生じたときは、速やかに補欠選挙を行わなければならない。
- 5 第1項、第3項及び前項の選挙の期日及び場所は、理事長が定める。
- 6 第1項及び第3項の規定による選挙により理事の当選人が決定したときは、直ちに理事長の選挙を行わなければならない。ただし、第2項の規定による理事の選挙が行われた場合は、当該理事の選挙により選挙された者により理事長の選挙を行うことができる。
- 7 前項ただし書の規定による理事長の選挙の効力は、第17条本文の規定により選挙された議員の任期の初日に生じるものとする。
- 8 監事の任期満了（議員の任期満了のため法第14条第2項の規定により監事の職を失う場合を含む。以下この項において同じ。）による選挙は、前任の監事の任期満了の日の翌日以後に招集された最初の組合会において行う。ただし、理事長が必要と認めた場合は、学識経験を有する者から選挙される監事の選挙を当該監事の任期満了の前日に招集された当該任期満了の日に直近する組合会において行うことができる。この場合における前条の規定の適用については、同条中「選挙の日」（次条第2項の規定による選挙が行われたときは、第17条本文の規定により選挙された議員の任期の初日）とあるのは、「前任の監事の任期満了の日の翌日」とする。
- 9 監事に欠員を生じたときは、その後に招集された最初の組合会において補欠選挙を行わなければならない。
- 10 前各号に規定するものを除くほか、役員の実施に関し必要な細目は理事長が定める。

（監事の報酬）

第29条 学識経験を有する者のうちから選挙された監事には、報酬を支給する。

- 2 前項の報酬の額及び支給方法は、組合会の議決を得て理事長が定める。

（役員の旅費）

第30条 第25条の規定は、役員について準用する。

(事務局及び職員)

第 31 条 組合に事務局を置き、事務局長、主事その他の職員をおく。

- 2 事務局長、主事その他の職員は、理事長が任免する。
- 3 事務局長は、理事長の命を受け組合の事務をつかさどる。
- 4 主事その他の職員は、上司の指揮を受け組合の事務に従事する。
- 5 事務局長、主事その他の職員に関し、必要な事項は、理事長が定める。

第 4 章 組 合 員

(組合員の範囲)

第 32 条 組合は、次に掲げる者をもって組合員とする。

- (1) 富山県における市町村の職員（法第 2 条第 1 項第 1 号に規定する職員をいい、法第 3 条第 1 項第 2 号に規定する職員を除く。）
- (2) 法第 140 条第 1 項の規定により組合員であるものとされた者及び公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成 12 年法律第 50 号)第 11 条の規定により法第 140 条第 1 項に規定する公庫等職員とみなして同条（第 3 項を除く。）の規定を適用するものとされた者
- (3) 法第 141 条第 1 項に規定する組合役職員
- (4) 法第 141 条の 2 の規定により職員とみなされた職員引継一般地方独立行政法人の役員
- (5) 法第 141 条の 3 の規定により職員とみなされた定款変更一般地方独立行政法人の役員
- (6) 法第 141 条の 4 の規定により職員とみなされた職員引継等合併一般地方独立行政法人の役員
- (7) 法第 144 条の 2 第 1 項の規定により組合員であるものとみなされた者

(組合員の種別)

第 33 条 組合員は、一般組合員、短期組合員、市町村長組合員、特定消防組合員、長期組合員、後期高齢者等短期組合員、市町村長長期組合員、継続長期組合員及び任意継続組合員に区分する。

- 2 一般組合員は、次項から第 10 項までに掲げる組合員以外の組合員とする。
- 3 短期組合員は、法第 74 条第 2 項各号に規定する職員である組合員とする。
- 4 市町村長組合員は、市町村長である組合員（第 8 項に規定する市町村長組合員を除く。）とする。

- 5 特定消防組合員は、地方公務員等共済組合法施行令の一部を改正する等の政令(昭和 61 年政令第 57 号)による改正前の地方公務員等共済組合法施行令(昭和 37 年政令第 352 号)附則第 9 条に規定する特定消防職員である組合員とする。
- 6 長期組合員は、後期高齢者医療の被保険者等(法第 2 条第 1 項第 2 号に規定する後期高齢者医療の被保険者等をいう。以下同じ。)である組合員(次項に規定する後期高齢者等短期組合員を除く。)とする。
- 7 後期高齢者等短期組合員は、後期高齢者医療の被保険者等である短期組合員とする。
- 8 市町村長長期組合員は、市町村長である長期組合員とする。
- 9 継続長期組合員は、前条第 2 号に掲げる組合員とする。
- 10 任意継続組合員は、前条第 7 号に掲げる組合員とする。

第 5 章 給 付

(短期給付)

第 34 条 組合は、組合員(継続長期組合員を除く。)及びその遺族に対し、法第 53 条及び第 54 条に規定する短期給付を行う。ただし、長期組合員、後期高齢者等短期組合員及び市町村長長期組合員に対しては、法第 53 条第 1 項第 1 号から第 10 号まで、同項第 11 号から第 13 号まで及び法第 54 条に規定する短期給付は行わない。

(附加給付)

第 35 条 組合が法第 54 条の規定により、附加給付として行う給付は、次のとおりとする。

- (1) 家族療養費附加金
 - (1)の 2 家族訪問看護療養費附加金
- (2) 削除
- (3) 削除
- (4) 削除
- (5) 埋葬料附加金
- (6) 家族埋葬料附加金

2 附加給付の支給手続に関し必要な事項は、理事長が定める。

(家族療養費附加金)

第 36 条 家族療養費附加金は、法第 59 条の規定に基づき、家族療養費を支給する場合において、当該家族療養費に係る療養(法第 56 条第 2 項第 1 号に規定する食事療養(以下「食事療養費」という。)及び同項第 2 号に規定する生活療養(以下「生活療養」という。))を除く。以下同じ。)に要する費用の額から当該療養に要する費用につき家族療養費とし

て支給される額を控除して得た額(法第 62 条の 2 の規定に基づき高額療養費が支給される場合にあっては、当該家族療養費に係る療養に要する費用の額から当該療養に要する費用につき家族療養費として支給される額及び当該高額療養費の額を合算した額を控除した額)が 1 件につき 25,000 円(地方公務員等共済組合法施行令(昭和 37 年政令第 352 号。以下「施行令」という。)第 23 条の 3 の 4 第 1 項第 2 号又は第 3 号に掲げる組合員(以下「上位所得者」という。)の被扶養者に係るものにあつては、50,000 円)を超えるときに支給するものとし、その額は、その超える金額に相当する額(100 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。)とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、施行令第 23 条の 3 の 2 第 1 項第 1 号イからへまでに掲げる金額を合算して高額療養費が支給される場合(同号イからニまでに掲げる金額のみを合算して高額療養費が支給される場合を除く。)における家族療養費附加金は、当該合算額から当該高額療養費の額を控除して得た額が 50,000 円(上位所得者又はその被扶養者に係るものにあつては、100,000 円)を超えるときに支給するものとし、その額は、その超える金額に相当する額(100 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。)とする。ただし、当該合算された施行令第 23 条の 3 の 2 第 1 項第 1 号イからへまでに掲げる金額のうち 25,000 円(上位所得者又はその被扶養者に係るものにあつては、50,000 円)以上のもの(以下この項において「家族高額療養負担額」という。)が 1 件のみであり、かつ、家族高額療養負担額に合算された家族高額療養負担額以外の金額(以下この項において「家族特定合算対象額」という。)が 25,000 円(上位所得者又はその被扶養者に係るものにあつては、50,000 円)未満の場合にあつては、家族高額療養負担額と家族特定合算対象額の合計額からこれらに係る高額療養費と家族特定合算対象額に 25,000 円(上位所得者又はその被扶養者に係るものにあつては、50,000 円)を加えた額を控除して得た額に相当する額(100 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。)とする。
- 3 前 2 項に規定する家族療養費附加金は、その金額が 1,000 円に満たない場合又は組合員がその資格を喪失した後については、これを支給しない。
- 4 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成 6 年法律第 117 号)による一般疾病医療費、生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 15 条の医療扶助若しくは、健康保険法施行規則((大正 15 年内務省令第 36 号)第 98 条各号に掲げる医療に関する給付又は地方公共団体の条例若しくは地方公共団体の長の定めるところにより公費負担による療養又は療養の支給を受けることとなる場合は、第 1 項及び第 2 項に規定する家族療養費附加金はその受けることとなる限度において支給しない。

5 1件の家族療養費又は高額療養費の請求が2月以上の療養に及ぶ場合の第1項、第2項及び前項の規定の適用については、各月分を1件とみなす。

(家族訪問看護療養費附加金)

第36条の2 家族訪問看護療養費附加金は、法第59条の3の規定に基づき家族訪問看護療養費を支給する場合において、当該家族訪問看護療養費に係る指定訪問看護に要する費用の額から当該指定訪問看護に要する費用につき家族訪問看護療養費として支給される額を控除して得た額（法第62条の2の規定により高額療養費が支給される場合を除く。）にあつては、当該家族訪問看護療養費に係る指定訪問看護に要する費用の額から当該指定訪問看護に要する費用につき家族訪問看護療養費として支給される額及び当該高額療養費の額を合算した額を控除して得た額）が1件につき25,000円（上位所得者の被扶養者に係るものにあつては、50,000円）を超えるときに支給するものとし、その額は、その超える金額に相当する額（100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）とする。ただし、その金額が1,000円に満たない場合又は組合員がその資格を喪失した後の家族訪問看護療養費については、支給しない。

2 第36条第4項及び第5項の規定は、家族訪問看護療養費附加金の支給について準用する。

第37条 削 除

第38条 削 除

(埋葬料附加金及び家族埋葬料附加金)

第39条 埋葬料附加金及び家族埋葬料附加金は、法第65条の規定に基づき埋葬料又は家族埋葬料を支給する場合に、1件につき、50,000円を、これに附加して支給する。

第40条 削 除

(長期給付)

第41条 組合は、組合員（短期組合員、後期高齢者等短期組合員及び任意継続組合員を除く。）及びその遺族に対し、法第74条に規定する長期給付を行う。

第6章 共同業務

(共同業務)

第41条の2 組合は、法第27条第4項の規定に基づき、施行令第17条の2第1項各号に掲げる業務（以下「共同業務」という。）を行う。

第7章 福祉事業

(福祉事業)

第42条 組合は、次に掲げる福祉事業を行う。

- (1) 組合員及びその被扶養者の健康教育、健康相談、健康診査その他の健康の保持増進のための必要な事業
- (1)の2 組合員の保健、保養若しくは宿泊又は教養のための施設の経営
- (2) 組合員（任意継続組合員を除く。）の貯金の受入れ又はその運用
- (3) 組合員（任意継続組合員を除く。）の臨時の支出に対する貸付け
- (4) 法第112条の2に規定する特定健康診査及び特定保健指導

2 前項に規定する事業について必要な事項は、組合会の議決を経て、理事長が定める。

第8章 掛金及び負担金

(掛金及び負担金の額)

第43条 組合の短期給付及び福祉事業に要する費用としての掛金及び負担金の額は、組合員の標準報酬の月額及び標準期末手当等の額にそれぞれ次の表に掲げる割合を乗じて得た額とする。

組合員の種別	標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金との割合			標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と負担金との割合		
	短期給付		福祉事業	短期給付		福祉事業
	短期分	介護分		短期分	介護分	
一般組合員	1,000分の44.11	1,000分の8.9	1,000分の1.7	1,000分の44.11	1,000分の8.9	1,000分の1.7
短期組合員						
市町村長組合員						
特定消防組合員	1,000分の2.59	—	—	1,000分の2.59	—	—
長期組合員						
後期高齢者等短期組合員						
市町村長長期組合員						

2 組合は、毎事業年度、健康保険法（大正11年法律第70号）第160条第14項に規定する特定保険料率に相当する財源率を定めるものとする。この場合において、組合は、当該定めた財源率について、理事長が定める方法により組合員に周知するものとする。

(任意継続掛金の額)

第43条の2 任意継続組合員に係る短期給付（介護納付金の納付に係るものを除く。）及び福祉事業に係る掛金及び地方公共団体の負担金の合算額を基礎として定款で定める額は、施行令第46条の2第1項第1号の規定による標準報酬の月額（同号に掲げる額が同

項第2号に掲げる額を超える任意継続組合員にあっては、同項第1号に掲げる額が380千円を超えるときは380千円。以下「任意継続組合員標準報酬の月額」という。)に1,000分の88.22を乗じて得た額とし、介護納付金の納付に係る掛金及び地方公共団体の負担金の合算額を基礎として定款で定める額は、任意継続組合員標準報酬の月額に1,000分の17.8を乗じて得た額とする。

第9章 財 務

(経理単位)

第44条 組合の経理単位は、短期経理、厚生年金保険経理、退職等年金経理、退職等年金預託金管理経理、業務経理、保健経理、宿泊経理、貯金経理及び貸付経理とする。

(資金の繰入れ)

第45条 令和6年度における地方公務員等共済組合法施行規程（昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号）第7条第1項の規定により定款で定める金額は、1,795円とする。

(事業計画及び予算又は決算の公告)

第46条 理事長は、事業計画及び予算の作成若しくは変更又は決算についての議決があったときは、当該事業計画及び予算又は決算の要旨を遅滞なく公告しなければならない。

第10章 監 査

(監 査)

第47条 監事は、法第10条第4項の規定により監査を行う場合のほか、毎事業年度少なくとも1回以上期日を定めて、及び必要があると認める場合は臨時に組合の業務を監査するものとする。

2 監査は、給付の決定その他の処分並びに組合の財産、会計並びに現金及び物品の出納に関する書類帳簿等について組合の業務が法令の規定に基づいて適正に行われているかどうかを検査するものとする。

(監査の立会い)

第48条 監事が監査を行う場合には、理事長及び出納役その他の出納職員は、監査に立ち会うものとする。

(監事の権限)

第49条 監事は、出納役その他の出納職員に対して、現金及び預金通帳、帳簿、証ひょう書類その他の書類の提示並びに事実の説明等を求めることができる。

(監査報告書)

第 50 条 監事は、監査が終了したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した監査報告書を作成し、これを理事長及び組合会に提出しなければならない。

- (1) 監査年月日
- (2) 監査の対象となった期間
- (3) 監査事項
- (4) 監査の結果の概況及び意見
- (5) 出納職員に対して直接注意した事項
- (6) その他必要な事項

附 則

- 1 この定款は、昭和 37 年 12 月 1 日から施行する。
- 2 削 除
- 3 削 除
- 4 削 除
- 5 当分の間、第 13 条第 1 項の規定の適用については、「代議員の互選」とあるのは、「代議員が当該代議員の属する選挙区に属する代議員及び市町村長以外の組合会の議員であった者でその者の退職の際当該代議員の属する選挙区に属していたもののうちから選挙」とする。
- 6 組合は、法附則第 17 条の規定により一部負担金の額等の払戻し（以下「一部負担金払戻金」という。）を行う。
- 7 一部負担金払戻金は、各診療月における療養の給付、保険外併用療養費（食事療養及び生活療養に係る部分を除く。）、療養費（食事療養及び生活療養に係る部分を除く。）及び訪問看護療養費に係る一部負担金の額等（法第 62 条の 2 の規定に基づき高額療養費が支給される場合にあっては、当該一部負担金の額等から当該高額療養費に相当する額を控除した額）が 1 件につき 25,000 円（上位所得者に係るものにあつては、50,000 円）を超えるときに行うものとし、その額は、その超える金額に相当する額（100 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）とする。
- 8 前項の規定にかかわらず、施行令第 23 条の 3 の 2 第 1 項第 1 号イからニまでに掲げる金額のみを合算して高額療養費が支給される場合における一部負担金払戻金は、当該合算額から当該高額療養費に相当する額を控除して得た額が 50,000 円（上位所得者に係る

ものにあつては、100,000円)を超えるときに行うものとし、その額は、その超える金額に相当する額(100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。)とする。ただし、当該合算された施行令第23条の3の2第1項第1号イから二までに掲げる金額のうち25,000円(上位所得者に係るものにあつては、50,000円)以上のもの(以下この項において「高額療養負担額」という。)が1件のみであり、かつ、高額療養負担額に合算された高額療養負担額以外の金額(以下この項において「特定合算対象額」という。)が25,000円(上位所得者に係るものにあつては、50,000円)未満の場合にあつては、高額療養負担額と特定合算対象額の合計額からこれらに係る高額療養費と特定合算対象額に25,000円(上位所得者に係るものにあつては、50,000円)を加えた額を控除して得た額に相当する額(100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。)とする。

- 9 前2項に規定する一部負担金払戻金は、その金額が1,000円に満たない場合又は組合員がその資格を喪失した後については、これを行わない。
- 10 一部負担金払戻金の手続に関し必要な事項は、理事長が定める。
- 11 組合は、この定款に定める短期給付及び長期給付の事業、福祉事業並びに共同業務のほか、当分の間、次に掲げる事業を行う。
 - (1) 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成24年法律第63号)附則第75条の2第1項に規定する地方の組合の経過的長期給付に関する事業(次項において「経過的長期給付事業」という。)
 - (2) 地方公務員共済組合等が行う地方公務員等の財産形成事業に関する政令(昭和53年政令第25号)第2条の規定に基づき、同条第1号に掲げる事業その他これに附帯する事業(以下「財形住宅貸付事業」という。)
- 12 組合の経理単位については、経過的長期給付事業を行う間、第44条中「退職等年金経理、」とあるのは「退職等年金経理、経過的長期経理、」として同条の規定を適用する。
- 13 組合の経理単位については、財形住宅貸付事業を行う間、第44条中「及び貸付経理」とあるのは、「、貸付経理及び財形経理」として、同条の規定を適用する。
- 14 理事長は、財形住宅貸付事業を行う間、財形住宅貸付事業に係る事業計画及び予算を作成し、若しくは変更し、又は決算を完結したときは、当該事業計画及び予算又は決算の要旨を遅滞なく公告しなければならない。

附 則

(変更に伴う附則省略)